

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設
2	対象税目	(国税2)(法人税:義、所得税:外)(地方税3)(法人住民税、事業税:義) 【新設】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は進めていく必要がある。このような中で、都道府県で策定された地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携などに資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設する。</p> <p>○特別償却又は税額控除制度の選択適用 ○不動産取得税及び固定資産税の軽減措置</p> <p>※ 現在消費税が非課税とされている介護サービスや障害福祉サービスについても、医療機関の設備投資に関する特例との整合性を踏まえ、対応を検討する必要がある。(消費税法第6条、消費税法施行令第14条)</p> <p>《関係条項》 —</p>
4	担当部局	厚生労働省医政局総務課、老健局老人保健課、障害保健福祉部障害福祉課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:—
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成28年度に要望
7	適用又は延長期間	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本特例措置の創設により、医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成26年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月以降、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定める「地域医療構想」を都道府県が順次策定しているところ。 今後、人口構造の変化等に対応し、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、「地域医療構想」に基づき、病床の機能分化・連携を進めていくこととされている。 控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、都道府県で策定された地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携など、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は着実に進めていく必要がある。</p>

			<p>【参考】平成 28 年度税制改正大綱(平成 27 年 12 月 16 日 自由民主党・公明党) (抄)</p> <p>第三 検討事項</p> <p>8 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成 29 年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>医療機関における一定の固定資産の取得を支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながるため、当該措置は有効である。</p>
9	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>—</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>新規の設備投資に係る特別償却・税額控除により、医療機関における投資判断を後押しすることができ、質が高く効率的な医療の提供につながる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>医療機関における設備投資の拡大を通じ、質が高く効率的な医療を提供するという目標のためには、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。</p> <p>また、対象物は一定金額以上のものに限定しているために、政策目的の実現手段として妥当なものとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>医療機関が利用できる設備投資促進税制として、取得価額 500 万円以上の一定の医療機器を対象とした特別償却制度がある。</p> <p>また、独立行政法人福祉医療機構は、民間金融機関が融資しない場合、建築資金に対して低利融資を行っている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月